

規 則

第1章 公認大会

(基 準)

第1条 長野県内のトライアスロン競技(デュアスロン、アクアスロン等複合耐久競技を含む)大会の公認等の認定基準は、理事会において決定をするものとする。

(公 認 料)

第2条 認定を受けた大会主催者は、別に定める公認料を長野県トライアスロン協会へ納入することにより公認されたものとする。

(派 遣)

第3条 公認された大会には、役員、審判等を派遣し大会運営の指導及び協力をする。

(後 援)

第4条 後援等の認定基準その他は、別に理事会においてこれを決するものとする。

第2章 選手派遣

(派遣基準)

第5条 長野県代表選手として日本選手権等の大会へ派遣される選手は、当協会の会員であって、当協会公認大会において成績の優秀な者又は専門委員会からの推薦を受けた者で、理事会の承認を得て決定される。なお、専門委員会の推薦する選手の基準は別に派遣基準を定め、これに準じて推薦する選手の選定をおこなう。

(代表選手)

第6条 第5条の規定より派遣が決定された選手は、長野県トライアスロン協会の代表選手として常に恥じる事の無いよう自覚をもち、なお且つ長野県の競技力向上のために貢献するものとする。

(補 助)

第7条 長野県トライアスロン協会の代表として派遣が決定された選手に対して、当協会より若干の補助ができるものとする。

第3章 会 費

(会費金額)

第8条 当協会の会費は、長野県トライアスロン協会定款により会員(個人会員・特別会員)及び賛助会員から毎事業年度に次の会費を徴収するものとする。但し、事業年度途中の入会は1年分の会費の納入を必要とする。

- (1) 会員 個人会員 年額 金3,000円
但し1,000円はJTUに上納し、差額2,000円を長野県協会会計へ納入する。
特別会員 年額 金10,000円
(2) 賛助会員 年額 金50,000円(壱口)

(徴収方法)

第9条 当協会事務局より、前年事業年度の会員(個人会員・特別会員)及び賛助会員宛てに入会申込書と共に会費徴収振込用紙を郵送し、指定金融機関の口座に振込むことにより徴収をおこなう。

(変 更)

第10条 会費の金額を変更する場合は、理事会の承認を必要とし、承認後は遅滞なく会員(個人会員・特別会員)及び賛助会員宛てに書面にてその旨を通知するものとする。

以上、

附 則

- 1、この規則(旧規定)は平成元年9月1日から施行する。
- 2、平成4年4月11日 一部改正、翌日より施行する。
- 3、平成6年7月2日 一部改正、翌日より施行する。
- 4、平成7年1月21日 細則を規則(旧規定)に加え一部改正、翌日より施行する。
- 5、平成19年9月29日 一部改正及び支部規定廃止並びに規定から規則へ変更、翌日より施行する。

これは

長野県トライアスロン協会 の **規則原本** である。

長野県トライアスロン協会
会 長 小 口 正 行